

浦安市みどりを育てる条例の一部改正(素案)に対する意見と市の考え

- A: 意見を受けて加筆・修正したもの
 B: 案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C: 案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D: 案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E: うち案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
1	条例に対する 全体的な意見	<p>パブリックコメントに至るまでの期間の問題</p> <p>(1) 2022年8月16日に住民監査請求の申立てがあり、「浦安市緑化活動支援事務取扱要領は、浦安市みどりを育てる条例に依拠しているが、同条例は「みどり（樹木をいう）と樹木に限定した条例であり、緑化活動支援事業は「草花」に係わる事業であって条例の対象外である。」との指摘があった。</p> <p>(2) 2023年2月15日に浦監第398号「定期監査の結果の講評について」に於いて、浦安市代表監査委員より都市整備部長に対し、「業務に関する次の事項について、適正な取り扱いをもとめるものである。」として「緑化活動支援事務取扱要領において『みどりを育てる条例第1条に基づき』とされていることについて、『みどりを育てる条例第1条』は複数の異なる解釈ができる記載となっているとも考えられることから、統一した解釈ができるように検討されたい。」と指摘があった。</p> <p>(3) 2023年9月15日に千葉地方裁判所は被告である内田悦嗣市長に対し、判決で「なお、付言するに、本条例は、その表題を『浦安市みどりを育てる条例』とするものであり、1条で『みどり』（樹木をいう）との文言があることから、原告の指摘するように、本件条例の対象があたかも樹木のみを対象とするものであるかのような疑義を生じかねないものであるから、今後の本件条例の改正によって、その対象が明確になることが望まれる。」と指摘があった。</p> <p>(4) 2024年2月27日の市議会定例会に於いて都市整備部長は、「浦安市みどりを育てる条例につきましては、昭和53年4月に施行し、その後、昭和56年に改正を行っていますが、昨今の社会情勢や環境の変化等を踏まえ、現在、条例改正に向けて様々な観点から見直しや検討を行っているところであり、令和6年度内に改正したいと考えています。」と答弁した。</p> <p>(5) 市民、監査委員、裁判所、議員から度々指摘を受け、漸く今回2025年1月15日のパブリックコメント募集に至ったものである。今定例会に条例改正が上程されておらず、都市整備部長の答弁は結果的に虚偽となった。その間足かけ4年を要していることは行政の怠慢であり遺憾である。</p>	E	本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、条例の見直しを全体的に検討したことから、時間を要したものです。	
2	条例に対する 全体的な意見	再検討した上で再度パブリックコメントを行うべきである。	D	パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、市議会へ上程する予定です。	
3	第1条	第1条 「みどりの創出、育成及び保全」を一連の流れとしてとらえる視点は高く評価できます。また、「市、市民及び事業者が一体となって、みどりの創出、育成及び保全を推進」、「まち全体のみどりの充実及び質の向上を図り、みどりでつながるまちを実現する」との目的も素晴らしく、オール浦安で、まち全体に「水と緑のネットワーク」が形成されることを期待します。	E	事業を進める上での参考とさせていただきます。	第1条

浦安市みどりを育てる条例の一部改正(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
4	第2条	第2条の「みどり」の定義を新たに入れたことにより、「みどり」の範囲が幅広いこと、また、「水辺地等」も含まれることを明記したことも高く評価できます。さらに「境川かわまちづくり」との連携も進めてほしい。	E	事業を進める上での参考とさせていただきます。	第2条
5	第2条	「住民」を「市民」に換え、「市民」の定義を明記したが、浦安市まちづくり基本条例第3条第1号において「市民」の定義はなされているので、本条例で改めて「市民」の定義は不要である。	D	他の条例と同様に、解釈上の疑義をなくし、市民にわかりやすい条例とするため、「市民」の定義を規定します。	第2条
6	第2条	「事業者」については、まちづくり基本条例には定義が示されておらず、本条例で唐突に出現している。本条例に於ける「事業者」は、市から植栽管理業務を受託する事業者、工場、事業所等を経営する者、開発行為者、その他、市の内外の区別の有無など、誰を対象としているのかを定義すべきである。改正案では、「みどり（樹木をいう。）」と同様に「異なる解釈ができる」余地がある。	A	解釈上の疑義をなくし、市民にわかりやすい条例とするため、「事業者」の定義を追加することとし、「市内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。」と規定します。	第2条
7	第2条	第2条に（3）として「事業者」の定義も明記した方がよい。	A		
8	第3条	<p>第3条2 市民には土地の緑化及びその適正な管理に努めるとあるが、</p> <p>1. 市長は、みどりの保全とあるが、<u>適正な管理がないので</u>、市長にも適正な管理を記載するようにしたい。</p> <p>理由：緑道の高木は通行の邪魔にならないような枝まで剪定してしまうのに、民地に影響のある高木や中低木（低木が選定されていないので中木になっている）、適正に管理されていない箇所が大変多く、みどり公園課に、写真を示して剪定するように提示しても、何もしてくれない。道路内の隙間の雑草も繁っている箇所が多く、排水に支障がある場所が多く見られる。</p> <p>3. 事業者においても土地の緑化及びその<u>適正な管理に努める</u>を記載するようにしたい。</p> <p>理由：浦安市宅地開発事業等に関する条例において、緑化基準を設けているのは大変良いが、その後、事業者や運営者が植栽について適正に管理されていないので、中高木の植栽が歩道にはみ出す、雑草が繁るなど、周辺環境に対して問題を起こしている。</p>	A	「市民」と同様に「市」と「事業者」も、植栽等を適正に管理する必要があることから、市長と事業者の責務に「適正な管理」を追加します。	第3条

浦安市みどりを育てる条例の一部改正(素案)に対する意見と市の考え

- A: 意見を受けて加筆・修正したもの
 B: 案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C: 案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D: 案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E: うち案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
9	第3条	<p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、市が管理する公園、緑地、道路、学校その他の公共用地の緑化と「<u>自然環境の整備</u>」に努めるとともに、みどりの「<u>創出、育成、</u>」保全と緑化の推進、「<u>水辺地等の環境整備</u>」に関する総合的な施策講じなければならない。</p> <p>理由:「みどり」の定義に「水辺地等」も含めたので、上記の「<u>自然環境の整備</u>」と「<u>水辺地等の環境整備</u>」を新たに入れるべき。「<u>創出、育成、保全</u>」を一体として考える必要がある。</p>	B	第2条の「みどり」の定義に基づき、ご意見の趣旨は解釈できると考えています。	第3条
10	第5条	<p>第5条 市長は、みどりの「<u>創出、育成、</u>」保全と緑化の推進、「<u>水辺地等の自然環境整備</u>」に関し、総合的な調査及び研究を行い、市民等の自主的緑化な(みどりに関わる)活動に資するとともに、知識の普及に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、みどりの保全と緑化の推進、「<u>水辺地等の自然環境整備</u>」に必要な技術的指導及び助言をすることができる。</p> <p>理由:「みどり」の定義に「水辺地等」も含めたので、上記の「<u>自然環境の整備</u>」と「<u>水辺地等の環境整備</u>」を新たに入れるべき。「<u>創出、育成、保全</u>」を一体として考える必要がある。</p>	B	第2条の「みどり」の定義に基づき、ご意見の趣旨は解釈できると考えています。	第5条
11	第10条	<p>第10条 「緑化強調月間」はなじみのあるものとなっていると思いますが、例えば、「みどりの強調月間」などに名称変更を行うことも検討してみる価値はあるかもしれません。</p>	D	事業を進める上での参考とさせていただきます。	第10条
12	第11条	<p>第11条 市長は、みどりの保全と緑化、「<u>自然環境の整備</u>」の推進のため、次の各号に掲げる事項について、予算の範囲内で必要な助成をすることができる。</p>	B	第2条の「みどり」の定義に基づき、ご意見の趣旨は解釈できると考えています	第11条
13	第11条	<p>第11条</p> <p>(1) いけがき設置奨励事業</p> <p>(2) 保存樹木の維持管理</p> <p>(3) その他市長が必要と認めたもの</p> <p>各号の事項に「市民等の『みどり』に関わるボランティア活動」を追加する。</p> <p>理由:すでに市は、公園・緑化活動への支援を行っているため。</p>	D	市民等の緑化に対して助成する事業は、各号に規定し、市民と連携協力して公園等で行う事業(公園等の里親制度等)は、「(3) その他市長が必要と認めたもの」に含まれると考えています。	第11条
14	第11条	<p>第11条第3号「その他市長が必要と認めたもの」、については、例示を含めて具体的な事業を明記すべきである。条例施行から40年以上経過し、長年継続して行われている事業については、「その他」で表現することは適切ではない。</p>	D		

浦安市みどりを育てる条例の一部改正(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	条文該当箇所
15	その他	<p>新旧対照表</p> <p>条項の表示の中に「省略」の表示があるが、折角の見直しの機会であるので、省略せず全文を示すべきである。「the truth is in the details 真実は細部に宿る」からである。</p>	E	<p>変更箇所のみを記載することにより、改正内容がわかりやすくなると考えています。</p>	
16	その他	<p>三番瀬沿遊歩道のバージョンアップ</p> <p>①日影目的の中高木の植樹</p> <p>②市の花「つつじ」等四季の花の植栽</p> <p>浦安市の海岸沿には市民が憩える素晴らしい緑道がありますが、昨今の温暖化から、冬場以外は日陰が全くなく、炎天下の時間が長く熱中症の懸念があり、休憩できるベンチもまばらで東屋の屋根はスカスカで影は不十分です。</p> <p>日影ができるよう中高木の植樹により、通年、安心して憩える場所になると思います。地理的に同じような場所にある江東区の緑道は一年を通じて快適に過ごせる場所ですが、浦安市でも近隣の景観利益に影響しない箇所だけでも十分、日陰目的の緑化が可能ではないでしょうか？</p> <p>市の花として「つつじ」が指定されたのであれば、三番瀬緑道へ植えることで遊歩道が華やかになり、「市の花」として大きなアピールとなるかと思えます。つつじの季節以外も、もっと四季の花があれば市のイメージアップや映えること間違いなしです。</p> <p>以上、検討よろしくお願い致します。</p>	E	<p>事業を進める上での参考とさせていただきます。</p>	